

予 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成25年6月19日(水曜日)
午前9時30分～午後5時07分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 高木法生委員長 下井克己副委員長
竹岡昌治委員 徳並伍朗委員
荒山光広委員 西岡晃委員
河本芳久委員 岩本明央委員
山中佳子委員 三好睦子委員
萬代泰生委員 岡山隆委員
馬屋原眞一委員 俵薫委員
坪井康男委員 秋枝秀稔委員
猶野智和委員 秋山哲朗議長
村上健二副議長
4. 欠席委員
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 岡崎基代 議会事務局補佐
大塚享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林繁美 副市長
永富康文 教育長 波佐間敏 総務部長
大野義昭 総務部総務課長 白井栄次 総務部財政課長
倉重郁二 美東総合支所長 奥田源良 秋芳総合支所長
篠田洋司 市長統合戦略局長 田辺剛 総合政策部長
三浦洋介 市民福祉部地域福祉課長 伊藤康文 建設経済部長
松野哲治 建設経済部次長 末岡竜夫 建設経済部建設課長
河村充展 建設経済部商工労働課長 藤澤和昭 総合観光部長

山 田 悦 子 教育委員会事務局長 末 益 正 美 教育委員会事務局教育総務課長
杉 原 功 一 会計管理者 西 岡 博 和 消 防 長
斉 藤 光 雄 消防本部次長

午前9時30分開会

○委員長（高木法生君） おはようございます。只今より予算委員会を開会いたします。それでは、先の本会議におきまして本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号平成25年度美祢市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。ここで執行部から資料が配付されます。

それでは執行部より説明を求めます。はい、三浦地域福祉課長。

○市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） それでは、補正予算書の1-14、1-15ページをお開き願います。

まず、歳出から御説明申し上げます。3款民生費・3項生活保護費・1目生活保護総務費におきまして、委託料84万円の増額補正をお願いするものであります。

これは、平成25年、本年8月の生活保護の基準改正に伴う電算システムの改修費分であります。

基準改正につきましては、平成25年、本年3月、国より示されたもので、当初予算編成時には予算計上が困難であったこと、また、8月1日より運用開始のため、7月中には改修が完了していなければならないため、今回補正をお願いするものであります。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 続きまして、同じページでございますが、7款商工費・1項商工費・1目商工総務費について説明させていただきますが、この度の補正予算につきましては、竹材等資源活用事業に係るものであり、この事業については、大嶺町桃ノ木に設置している美祢市農林資源活用施設の指定管理者である美祢農林開発株式会社を実施していただいております。

このようなことから、先ほどお配りさせていただきました資料に基づき美祢農林開発株式会社についての状況も加え、説明させていただきたいと思っております。

それでは、お配りしました資料、表紙を一枚めくっていただきたいと思います。1ページから順を追って説明させていただきます。

まず、美祢農林開発株式会社については、平成19年12月25日、森林保護のための伐採整備、企画運営、箸の製造及び販売、木・竹の加工及び販売、農産物、

林産物の加工及び販売等を行うことを目的に設置された、美祢市とカルスト森林組合が共同出資した第三セクターでございます。

会社設立以降の状況としましては、平成20年1月から刑務作業を活用した竹割箸製造事業を開始し、平成21年4月からは竹の子水煮事業、平成23年10月からは大豆水煮事業、平成24年9月からはごま高菜販売開始、また同年10月からはカット野菜事業を開始したところでございます。

次に、この美祢農林開発株式会社の設立時に期待された役割でございますが、美祢社会復帰促進センターの刑務作業と連携することで、当センターの設立目的である地域との共生に寄与し、当センター生の社会復帰を支援するとともに、森林保護のための竹割箸や竹の子水煮の原材料となる竹材等を市内農林業者の方々が伐採、出荷されることで、市内農林業者の所得向上や竹の繁茂対策に寄与すること、また、地域資源を活用した製品開発を行うことにより、地域産物・特産品のPR及び農林業者等の所得向上に努めること、更には、地域雇用の創出の場とすることなど、設立時から大きな役割を持っておりました。

それでは、実際に美祢農林開発株式会社が果たしてきた役割や果たしている役割にはどのようなものがあるのかということでございますが、まず、大きく美祢社会復帰促進センターとの連携の関係といたしまして、地域共生・社会復帰支援の一環としては、当センター内刑務作業所において、竹割箸製造の作業連携を図ることにより、地域共生及び当センター生の社会復帰に寄与しております。また、農林資源の活用につきましては、市内農林業者等から出荷された竹材を加工し、竹割箸卸売業者等に納入することにより、平成24年度実績で、仕入額は、450万5,000円、市内調達率100%となっております。また、地域産物・特産品のPRについては、竹割箸の100膳入製品はもとより、5膳入や7膳入等のパッケージ製品を市内観光施設などを中心に販売しております。

次に、地域雇用の創出については、これも平成24年度実績で、547万6,000円を賃金でお支払いしており、地域雇用率は74.4%となっております。

次に、地域内経済への貢献として、150万7,000円を美祢市外から獲得しており、これは売上の48%を占めております。

次に、森林保護や竹林繁茂対策については、これまで、平成22年から平成24年度における年平均入荷数量が約1万8,000本となっているため、竹1本当た

り3本程度の2mの竹材が採れると仮定すると、年間約6,000本もの竹を伐採したことになります。

次に、農林資源活用施設の管理運営に関することにつきましては、農林資源活用として、市内農林業者等から出荷された竹の子、大豆、野菜等を加工し、卸売業者を經由し学校給食等に納入することにより、仕入額にして、308万8,000円、市内調達率55.4%となっております。

次に、地域産物・特産品のPRについては、竹の子水煮、大豆水煮及びごま高菜など、市内産原材料を使用した製品を市内観光施設などを中心に販売しております。

次に、地域雇用の創出については、平成24年度実績で、599万9,000円の賃金を支払っており、地域雇用率は100%となっております。

次に、地域内経済への貢献として、765万8,000円を美祢市外から獲得しており、これは売上の46.8%を占めております。

次に、森林保護や竹林繁茂対策については、竹の子の平成22年から24年度における年平均入荷数量が約33トン。竹の子1本を約1.5kgと仮定すると、年間約2万2,000本もの竹の子を採取したことになります。

以上、これまでの美祢農林開発株式会社が地域へ果たしてきた役割は非常に大きく、センター及び農林資源活用施設分を合わせますと、市内の農林業者の方々へお支払いした額が、平成24年度実績で759万3,000円、賃金としてお支払いした額が同じく、平成24年度実績で1,147万5,000円、販売により美祢市外から獲得した額が同じく、24年度実績で916万5,000円、単純合計で2,823万3,000円の経済効果をもたらしたことになります。

次に、今後、美祢農林開発株式会社が果たしていく役割として、引き続き、美祢社会復帰促進センターとの連携による地域共生・社会復帰支援はもとより、新たな商品開発による地域産物・特産品のPRや、竹材の需要増による森林保護や竹林繁茂対策の加速化が挙げられると同時に、農林資源活用施設での業務においては、市内農林産物の消費・需要拡大に伴う農林業者等の生産意欲及び新規就農者の拡大、事業活動を通じ、更に外貨を獲得することにより、従業員給与、材料購入等にあてることによる地域内経済への貢献、併せてまして、六次産業化への取り組みにより、農林業者等の所得向上への側面支援、農林産物の生産量拡大への誘導が挙げら

れます。

次に、会社の経営状況について説明させていただきますが、こちらにつきましては、3ページ、4ページに平成24年度実績に係る貸借対照表、損益計算書を掲載しております。この経営状況から見える問題点といたしまして、貸借対照表上では、流動比率が350%を超え、財務状況は安定しているように見えますが、流動資産の中に、製品や原材料が多く占め、現金預金が少ない状況となっております。また、損益計算書上でございますが、農林産物について、売上原価の割合が高くが計上され、当期純損益額がマイナスとなっており、竹割箸事業については、不採算部門であることから補助金収入があたっている状況にあります。

続きまして、5ページの中段のところでございますが、また、システム、体制等の問題点も抱えております。農林産物を扱う特殊性もありまして、季節的要因や荷受け量を事前に把握しにくいことから、職員の勤務体制が組み難いという点や、適切な人員配置が出来ていないため、費用増の要因となっている状況にあり、労務管理体制の構築もなされていない。また、原材料の仕入規格が徹底されていないことや、原材料及び製品等の品質管理体制が整っていないことから製造工程でのロスが多い。更には、現在の施設整備状況では、スケールメリットを睨んだ製造数量が確保できない。六次産業化への支援体制が構築されていない。などが挙げられます。

このような状況の中、会社が今後取り組むべき姿を、5ページの中段以降で記載させていただきます。

会社の経営状況は非常に厳しく、今後はこれらの諸問題の解決策を講じることは勿論、収益性の高い新たな事業着手を行わない限りは、経営の安定化は図れないものと判断しております。

そうした中、今年度に入り、美祢農林開発株式会社が、既存取引業者よりこれまでの実績が認められ、新たな事業といたしまして、カップサラダの製造販売についての提案がなされ、その後、行政と会社とで協議を重ね、提案事業に関する規模や収益性の確認を行い、最終的な方向性として、これまでの問題点を解決すると同時に、会社の新規事業着手との結論に至ったところであります。

具体的な問題点の解決策として、まず、既存事業の見直しとして、既存事業の原価計算及び売上単価等の見直しを行い業務の効率化を図ること。

次に、従業員の勤務体制の構築として、製品別労務量の把握や適正人員配置含め

た労務管理体制の構築、徹底を行うこと。

次に、規格外原材料は作業効率を悪化させる要因となることから、原材料の仕入規格の徹底として、生産者、出荷者へのセミナー開催や仕入業者等立ち会いによる原材料検品の徹底を実施すること。

次に、原材料の品質管理の徹底によるロスの減少として、品質保全のための管理体制の構築を行うこと。

次に、製造量の確保としてスケールメリットによる収益確保を図ること。

次に、商品及び製品管理の徹底によるロスの減少として、適正在庫数量を把握し、販売計画及び生産調整を行うこと。

次に、作業環境の適正化によるロスの減少として、空調機等を設置することにより、原材料等の品質保持や作業環境の改善を図ること。

次に、収益性の高い事業への着手として、経営の安定化を図るため、収益性の高い事業への着手を行うこと。

最後に、六次産業への対応として、六次産業化への支援体制の構築を行うこと。以上の九つの解決策を、早急に実施していく必要があるとの判断しております。

この結果、この解決策を講じるための予算として、この度の6月補正に施設整備費として総額3,112万3,000円を計上させていただいております。

この施設整備費は大きく二つに分けられ、一つは本来整備すべき施設整備、もう一つは新規事業着手に伴う施設整備となっております。

一つ目の本来整備すべき施設整備について説明させていただきますと、製造ロス対策を含め、高品質素材の製造・保管のためのプレハブ冷蔵庫、保管庫整備として、冷蔵庫等整備工事821万2,000円とプレハブ冷蔵庫購入費514万5,000円の合計1,335万7,000円、従業員の作業効率の向上、材料等の品質保持等、環境衛生対策のための空調機設置を含んだ電気設備工事として806万4,000円を計上しております。

二つ目の新規事業着手に伴う施設整備については、販路拡大、収益向上策のためのフードスライサー、野菜消毒器、脱水機、ベルトコンベア購入費として970万2,000円を計上しておりますが、これらの機器類は、今後、更に推進していかねばならない六次産業化に向けた業務の一環としても活用が可能なものとなります。

更に、この度の補正予算の中には、施設整備費とは別に、指定管理委託料800万円を計上しております。この指定管理委託料は、新規事業を今年度実施することに伴う必要な事業費でございます。今年度の当該新規事業の売上高を3,242万3,000円、製造原価を3,687万7,000円、諸経費を354万6,000円と見込んでおり、収入から支出を差し引いた金額を800万円と算出しております。

なお、これは当該新規事業が本格稼働することにより、初めて収益が出る事業であります。事業初年度は出荷数量等の関係で、採算ラインに乗らないことが要因となっております。

最終ページには、会社が積算しております現状における中長期収支予定表を添付しておりますが、今後は、これらの事業に着手することにより、収益増、業務の効率化を図っていただく同時に、事業ごとの収益状況を確認し、この収支予定表を更に精査することで、中長期計画の策定をお願いしたいと考えておるところでございます。以上で説明は終わります。

○委員長（高木法生君） はい、末岡建設課長。

○建設経済部建設課長（末岡竜夫君） その次の款土木費でございますが、土木費につきましては、全てが昨年度から引き続きます国の大型補正であります社会資本整備総合交付金に伴う平成25年度当初予算分について、本年5月に国から内示を受けたことによる補正でございます。

まず、項道路橋梁費でございますが、目の道路維持費、説明欄002社会資本整備総合交付金事業において、4,450万円増額補正をしております。

内訳といたしまして、測量設計委託料を1,200万円計上しております。これは、平成24年12月に発生いたしました市道麦川桃ノ木線の斜面崩落による災害復旧の測量設計に要する費用でございます。

点検業務委託料を150万円計上しております。これにつきましては、トンネル施設点検に要する費用でございます。

次に、道路整備工事を3,000万円、補償金を100万円計上しておりますが、これらはともに、市道麦川桃ノ木線災害復旧に係る工事費と補償費でございます。

続きまして、目橋梁維持費、説明欄002社会資本整備総合交付金事業で

ざいますが、3,900万円減額補正するものでございます。これにつきましては、橋梁長寿命化計画策定業務及び橋梁点検業務に要する予算でございますが、本年2月の時点で、社会資本整備総合交付金の国の補正予算案がまだ可決しておりません。その時流動的でございましたので、暫定的に平成25年3月の補正予算、それと平成25年度の新年度予算、この両方に計上させていただきまして、どちらでも対応できるような措置をさせていただいておりましたが、平成24年度内に国の補正予算が確定したことによりまして、そちらに充てて、平成25年度分を減額するものでございます。

次に、一枚ページをめくって頂きまして、1-16、17ページでございますが、款土木費・項都市計画費・目街路事業費、説明欄002社会資本整備総合交付金事業におきまして、2,650万円減額補正するものでございます。これにつきましては、市道渋倉伊佐線の事業費でございますが、この度の国の内示額が、この5月にあった内示額が事業費ベースで総額1億500万円、交付金はその内60%の6,300万円でございますので、上記、今まで説明しました道路維持費と橋梁維持費を先取りした結果、内示額に合わせるため、街路事業費について、測量委託料、土地購入費、補償金のそれぞれを減額するものでございます。

○委員長（高木法生君） はい、末益教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（末益正美君） 続きまして、同じく1-16から17ページ、一番最後になりますが、10款教育費・2項小学校費・2目教育振興費の節備品購入費といたしまして、50万円を増額補正するものでございます。今回の補正につきましては、元小学校長でありました大嶺町の石田守さんが、教育功労者として、高齢者叙勲を受けられました。その記念といたしまして、美祢市の教育振興に役立てて欲しいということで、50万円の御寄附を受けたものでございます。今後の教育振興のために教材備品を購入いたしまして、有効に活用させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、三浦地域福祉課長。

○市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） 続きまして、歳入のほうの御説明をさせていただきます。補正予算書の1-10、1-11ページをお開き願います。

14款国庫支出金・2項国庫補助金・2目民生費国庫補助金であります。節3生

活保護費補助金、説明欄セーフティーネット支援対策等事業費補助金として、84万円増額計上しております。これは歳出で御説明いたしました電算システム改修費に対応する国庫補助金分であります。なお補助率は10分の10、全額補助であります。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、末岡建設課長。

○建設経済部建設課長（末岡竜夫君） 続きまして、同じページの目土木費国庫補助金でございますが、社会資本整備総合交付金、先ほど説明いたしました道路橋梁費の補助として330万円を増額、都市計画費の補助として1,590万円を減額するものでございます。先ほど説明いたしました社会資本総合交付金が5月に交付の内示を受けたことによるものでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、末益教育総務課長課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（末益正美君） 続いて17款寄附金・1項寄附金・10目教育費寄附金でございます。これにつきましては、先ほど歳出で御説明をいたしましたように寄附金の50万円を歳入へ計上してるものでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、白井財政課長。

○総務部財政課長（白井栄次君） 続きまして、その下の18款繰入金・1項基金繰入金・1目ゆたかなまちづくり基金繰入金におきまして、577万7,000円の減額補正を行っております。

これは、この度の補正による事業量の変更に伴いまして、財源を調整した結果、減額をいたすものでございます。

またその次の21款市債・1項市債・5目商工債、説明欄の商工施設整備事業債におきまして、3,100万円を増額補正いたしております。これは、竹材等資源活用事業におきまして、新たな施設や器機の導入の財源として、過疎対策事業債を借り入れるものでございます。

次に6目土木債では、550万円の増額補正を行っております。内訳でございますけれども、まず1節道路橋梁債におきましては、歳出の8款土木費・2項道路橋梁費・2目道路新設改良費におきまして、当初、単独事業で予算措置しておりました市道桃の木通学路線改良工事が、この度美祢市過疎地域自立促進計画に追加をされておりますことから財源更正を行い、道路新設改良事業債として過疎対策事業債

で対応するため、1,610万円増額補正を行っております。

恐れ入ります。次の1-12、1-13ページをお開き願います。それから、2節都市計画債におきまして、社会資本整備総合交付金事業の事業量の変更に伴いまして街路事業債1,060万円の減額補正を行っております。

続きまして、1-4ページをお開き願います。こちらでは、第2表地方債補正をお示してございますけれども、先ほどの歳入の中で御説明を申し上げました市債の額の変更に伴いまして、商工施設整備事業債、道路新設改良事業債、街路事業債の限度額につきまして、それぞれ変更をいたしましたものでございます。議案第1号の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 竹材等資源活用事業3,912万3,000円の中の指定管理委託料800万に関連して、質問させていただきます。

6月11日の本会議の際に、商工労働課長よりなぜ800万円を支出するのかということについて、いろいろ御説明がありました。その際も議論がありましたが、どうも、私あのとときの河村商工労働課長の話が腑に落ちないものですから、改めてもう一度質問させて頂きたいと思います。

簡単にあのとき質問いたしましたのは、従来美祢農林開発株式会社は、農林資源活用施設の指定管理を受けておりながら、指定管理料は当初より一銭も支払われておりませんと。にもかかわらず、急に今回なぜ800万の指定管理料を支払うことになったんでしょうかという非常にシンプルな質問です。

それからもう一つは、竹箸製造施設に関連して、これも、実際施設は美祢農林開発が使用貸借契約で市より借用されてると。もう既に占有権、利用権は美祢農林開発にあるんだからそれも含めて指定管理ということで、全部指定管理料ではいけないのかとこういう質問を申し上げました。

それに対する河村商工労働課長のお答えは、竹箸の製造関係については、これはどう考えたって、採算の取れる事業ではないし、社会復帰促進センターとの一体感の醸成のために、共生のためにやってる事業であるから別ですと。従ってこれは補助金ということでしか対応出来ないんだと。一方、農林資源活用施設のほうは、なぜ指定管理料を当初から払ってないのかということについては、はっきりとした納

得出来るお答えは頂けませんでした。

ただ、その後今800万円の支出の根拠になっておりますカップサラダ、この事業を新しく始めるからこれに対して、当初見込まれる費用、積算表も出ておりましたけど、それを賄うためのものですと、こういうお答えであったと思います。今私が申し上げたことで間違いないでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。これまで、美祢農林開発株式会社に指定管理料としてお支払いをしていないという部分につきましては、まずもってこれまでの桃ノ木でございます農林資源活用施設、この事業の収入の中で、この施設管理運営を賄って頂くというところでございました。

今回は新たにカップサラダ事業800万円分ということで、指定管理料をお支払いするにつきましては、先ほど御説明させて頂いたとおり、この事業スケールメリットによって、事業収入が、収益が多く出て来るというものなんでございますが、当初につきましては、なかなかそういった数量の確保等出荷量の調整等が難しいということで、今年度生じる額を800万円ということで積算させていただいております。

一方の社会復帰促進センターでの刑務作業に関する竹箸製造事業について、只今の御質問の部分でございますが、こちら補助金支出している、こちらが指定管理料とされないのかというような解釈をさせていただいたんですが、先般もお話しさせていただいたとおり、こちらの竹箸製造事業にかかるものは、まずもって社会復帰促進センター内での作業でございますので、こちら指定管理者施設というところに該当しないというところでございます。

先ほど委員が言われましたように、こちらの機械、導入させていただいてる機械については、所有は美祢市のもので賃貸借契約に基づきまして、こちらの美祢農林開発株式会社に無償で借用ということで対応させていただいております。こちらにつきましては、指定管理料という算出は私どものほうでは考えておりません。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 従って、さっき私が申し上げたとおりでいいですね。間違っていないですね。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） いろいろ申させていただいたのは、指定管理者施設ではないので、指定管理料という解釈が出来ないというところを、ちょっと私の気持ちの中で伝えさせていただいております、今委員言われたことについては、ほぼ間違いないと思っております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） お願いでございます。これ以降は私の質問に対して、何事も付け加えず、何事も差し引かず、誠実にありのままに、事実をお答え下さい。余計なことは必要ありませんので、お願いいたします。

じゃあ、次の質問に移らさせていただきます。今のお話の従来指定管理業務、特に従来は竹の子の水煮がメインだったと思いますが、これについては、先ほどの河村課長の説明では指定管理料はいりませんと。なぜならば、その収益でもって収支を賄いますと、こういうことでしたよね。

ところが収入だけではなしに、当然資本金も充当しておられると思いますが、平成24年度末の純資産見ますと1,200万かなんかになってるんですよ。ということは収入で賄ってないんですね。資本金を食いつぶしてるということだと思います。

それはちょっとおきまして、この前の河村課長さんの11日の時の答弁の内容、MYTのビデオから一言一句間違いのないように再読してますから、これ読み上げます。これ後の重要な質問に繋がりますので、確認させて下さい。読みます。

このたびの800万の指定管理料につきましては、指定管理業務の一環として捉えさせていただいております、反対給付を求めるという意味合いを持っております。その反対給付の求め方でございますが、これから美祿市の農家さんに、どんどん野菜をつくっていただくということを考えております。そういった農家さんの野菜づくりをたくさんしてもらった、いうならば出口の、野菜を作ったあとの、作った野菜をどのように生かしていくのか、その表現すると出口整備と言いますか、そういった形のもので、反対給付を求めている事業ということもありまして、800万円につきましては、指定管理業務の一環として実施していただきたいというところで、指定管理業務という形で捉えさせていただいております。このような発言をなさっております。これはビデオで再現したものですから、そのとおりであると、

私は思います。

ここで何が申し上げたいかと言いますとあの時、商工労働課長のなんで800万円出すんですかと、今まで出してないのに、その根拠として今回のカップサラダの事業は、反対給付を求める事業であるから、指定管理業務の一環として捉えさせて貰って、指定管理料を払います、とこういう簡単に言えばそういうことだったと思います。そういう理解でよろしいでしょうか。お答え下さい。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 間違いないと。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） ありがとうございます。それでは、そういう前提で質問続けさせてもらいます。今のお話をもう一遍繰り返しますとね、あたかも今回指定管理料として800万円払う一番根拠、理由は反対給付を求める、そういう新しい事業であるからですという理由になってるわけですね。

私はこれちょっと意味が不明なんで確認なんですけど、この反対給付を求めるという意味はどういう意味か、反対給付と言えは、対語としての給付がありますね、給付・反対給付。給付・反対給付の内容とその主体について、あなたのご回答をいただきたいと思います。いいですか、給付する人、それから反対給付する人誰ですか。じゃあその給付の内容、反対給付の内容はなんですかと、こういう質問です。よろしくをお願いします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。給付をする立場とするならば、美祢市が農林開発に対しまして800万円の指定管理料を給付するということになります。

じゃあ反対に、美祢農林開発800万円の指定管理料受け取られまして、美祢市に対しましてどのような御貢献をいただくのか、ということでございます。この事業につきましては、先般私お話をさせていただいた、農家さんにたくさん野菜をつくっていただいて、そのつくっていただいた野菜をどんどん使うことによって、いわゆる出口整備というような言葉を使わせていただいております。

こういったものがあるというところと、その事業によりまして雇用の拡大というのも図れると、雇用の創出というこちらの会社が求めている、いわゆる美祢市が目

的を持ってつくった第三セクターでございますので、そういった意味合いをもって
おります。

そういった雇用の創出も図れる事業であると。更には先ほど私のほうで長々と説
明させていただいた中に、市内に市外からのいわゆる外貨というものをどんどん入
れることができる。これから先、狭い地域の中だけでお金を循環させようと思っ
ても、なかなか小さいパイの中で行うことが出来ないと大きなところから大きなと
ころ、大きなお金、金銭、外貨、そういったものをどんどん入れることによって、地
域内の経済を活性化させていこう。そういった意味合いも私どもは考えておりまし
て、いわゆるこちらの反対給付の部分が、今言いました農家さんの野菜づくりに対
しての出口整備、雇用の創出、外貨の獲得による地域貢献、そういったものが含ん
でおると考えております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 大変詳しく御説明をいただきましたが、あなたの説明は法律
的には全く間違った解釈であります。給付というのは、美祢市が800万円の指定
管理料を払う、これは給付だと、これは一致してますね。

反対給付は何かと言いますとね、800万円に対する反対給付というのは、言わ
ずと知れた美祢農林開発の指定管理業務を遂行するということですよ。反対給付。
あなたのおっしゃる反対給付というのは、まるで法律解釈を無視した、何と言っ
たらいいか、暴論というのか、珍論というのか、奇論というのか、これ話になりませ
ん。多分そうだろうということで、私も質問申し上げました。

いいですかもう一遍言いますよ。800万円の給付はいいですよ。これは美祢
市から美祢農林開発に払う。じゃあ美祢農林開発からどのような反対給付がなされ
るかという、それは当然のこととして、指定管理制度趣旨から美祢農林資源活用
施設の管理運営をするということですよ、そう思われませんか。お答え下さい。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今委員言われました反対給付の部分
が、施設の管理運営をするところじゃないかということでございます。私も
も考えてるのは、そこは当然あるという認識のもとに、効果としてそういうもの
があるという解釈をさせていただいておりまして、私のほうが求めているのは、今言
われる施設管理運営は、当然やっていただく上での話だということで解釈させていた

だいておりましたので。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） あまりいい加減なこと言わないで下さいね。あなたの最初に言われたことはへ理屈なんですよ。あくまでも800万円の見返りは指定管理をすることです。それ以外に考えられません。指定管理制度というのはそういうもんですよ。

その指定管理業務を遂行する結果として、今あなたのおっしゃったような効果が生じるということであって、あなたの説明はあたかも800万円の反対給付として、今のようですね。指定管理の結果が反対給付だと。これ市民を騙す欺瞞的なものの言い方ですよ。これは簡単に私は許せないです。あまりいいかげんなあれはしないでください。いいですか。

あの今までもね、なんかこんなお話が多いんですよ。美祢市議会では。それで、私みたいな宇宙から帰って来たような人間がね、妙なことを言い出すって、皆さん奇異に思われてるかもしれんけど、私は極めて法律的に正確なことを申し上げています。いいかげんなことじゃないです。市長さん何か反論があればおっしゃって下さい。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 坪井委員、今、河村課長が一生懸命あなたの質問に対して、懇切丁寧に説明いたしました。これは、ひいて言えばね、この委員会というのは、MYTも入っておりますし、市民の方も見ておられます。市民の方に対する説明でもあるというふうに、私は理解をいたしております。

その説明に対して、欺瞞であると。市民を騙す行為であるということをお断言されましたね。これ議事録に残ると思いますけども。

今反対給付のことおっしゃいましたね。あなた、委員ね。そのことは私も河村課長も当然のこととして、百も承知のことなんです。指定管理を遂行するための指定管理料というのは当たり前のこと。施設の管理も当たり前のこと。じゃそれはなんのためにあるか、第三セクターとして指定管理はなんのために出しておるかという根源的なこと、そのことをあなたは理解をしておられんから、そういうふうなことをおっしゃるんだというふうに私は思っております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 最後におっしゃったのがよく聞こえませんでした。もう一回最後の部分だけ繰り返して下さい。私が何をどう理解してるからだとおっしゃったか、もう一回言って下さい。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 私は今わかりやすくゆっくりお話を申し上げたつもりですけども、御理解なされなかったということですから、もう一度申し上げます。

指定管理制度そのものの根源的なあり方、給付と反対給付のあり方、ものの考え方については、私市長ですし、当然十二分に承知してます。当然担当課である河村課長も十二分に承知をいたしております。その上で、この第三セクターをもって、指定管理を出しておるといふ、この根源的な行為そのもののことを御理解をされないと、こういうふうな御発言が出るんだろうということを申し上げたんです。わかりますか。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 全くわかりません。恐らく市長さんもそういうへ理屈をおっしゃるんだろうと思ってました。いいですか、法律用語でですね。反対給付というのはこう書いてありますよ。売買などの双務契約で、一方の給付に対して対価の意味をもつ他方の給付、例えば、売り主の目的物の給付に対する買い主の代金支払いの給付などをいうとあります。今市長さんお答えになったようなことをおっしゃるのなら、反対給付などという法律用語を使うべきじゃない。あえて反対給付という法律用語を使っておられるのは、あくまでもやっぱり800万円の根拠がそういう、なんていうんですかね、野菜を買い取るという、そういう反対給付だから、これは絶対必要だという意味で、この位置づけがなされてると、私は理解いたしません。

市長さんのおっしゃることは、私は全く理解出来ません。それはまやかしの考え方です。そういう今おっしゃるようだったら、なぜ反対給付なんていう法律用語使われるんですか。そういうそういうべきではないんですよ。

簡単に言えば、当然800万円出す。それはそれで指定管理をやって頂けると、指定管理やって頂いた結果、こういう効果があるんですよと、どうしておっしゃらないんですか。おかしいと思いますよ。もう一遍答えて下さい。（発言する者あり）

じゃもう一遍質問します。なぜ反対給付というような法律用語を使いになったんですかという質問です。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） その前に坪井委員、ちょっと発言を考えられて、物事を言葉を発せられたほうがいいと思いますよ。私は今市長として、この議会の予算委員会という非常に重要な委員会の場で発言をいたしております。

そのことが今はっきり申されましたよね。あなたはまやかしをしゃべっておる。まやかしを言うておる。いうことをおっしゃいました。そういう言い方は私がしゃべることは全部嘘をいつておる、人をたぶらかしておる。議員をたぶらかしておる。市民をだぶらかしておる。いうことに繋がる発言ですよ。

あなたは一市民でもあるけれども、美祢市議会の議員という立場を考えて、言葉を発せられた方が私がいいと思います。私はあなたをしゃべることを、あなたのしゃべることは全部欺瞞だ、まやかしだと言ったことはございません。私は、市長として公人としての立場をわきまえておるから、そういう発言は控えておると。思ってるかどうかは別ですよ。控えておる。しゃべりません。

ということで、反対給付と給付を、なぜここで使ったかということをおっしゃいました。物を買った対価を支払った。そして物はもらえた。買った物はね、買われた人は。これが給付と反対給付、もちろんそれはわかっております。そのことを分かりやすく今河村課長は説明しましたし、それを大きな意味での考え方で私はお話ししたと思っておりますけれども、まだ御理解ができないでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） この場は、質疑応答の場だと私は思います。私の認識を申し上げて、質問申し上げた。そうすると市長さんは、あたかもそういう質問をすること自体が、議員としてあるまじき行為だと。いつもいつもあなたは先に物事の評価とかね、位置づけをされます。質問したことは、なぜ反対給付という法律用語をお使いになったんですかという質問ですよ。その前にあなたは前置きが一杯ある。これが答弁ですか。お伺いします。

○委員長（高木法生君） 坪井委員、関わりがないとは申しませんが、この今の竹材資源の補正予算についてですね、議論して頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほどからですね、おっしゃるとおり質疑の時間でやりとりを聞かせていただきました。その前提として、ちょっと関連ですからお聞きしたいと思うんですね。

法律用語云々というよりは、まずこの目的、いわゆる指定管理を農林開発になぜやってるのかと。その目的に従って、私は先ほど雇用の創出と申されましたが、ずっと今までの事業報告を見させていただきましたら、非常にシーズンの季節変動指数が激しいんですね。ノコの歯じゃなくて、もっとひどい牙みたいな形が出来るわけで、私は雇用の安定化を図るために、こういうことも一つ考えられたんかなというふうな気がします。

更に先ほど坪井委員さんがおっしゃったように、800万を指定管理料にまわすならば何を目的にやられたんか、やはり指定管理そのものの目的、施設を管理するだけではなくて、私は事業をやはり運営をして貰うというお願いをしてるはずだと思う。その辺のまずは第三セクターをつかって、美祢農林開発をつくった目的をまず整理をしていただきたいのが一点。

それから、今回それを雇用の安定化と農家の栽培された野菜等をいわゆる対価に替えるといいますか、お金にすると、いわゆる六次産業も含めてですね、そうしたものをつくり上げていこうということなんで、基本的には私は理解出来るわけですが、先ほどの質疑のやりとりからすると、市民の皆さんに非常にわかりにくくなる。ましてや法律用語を市民の皆さんに失礼ですが、給付だとかいうような言葉をやりとりされてもわからないだろうと思いますから、もう少し具体的に、一つ砕けてお話を願いたいとこのように思います。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の竹岡委員の御質問でございますが、美祢農林開発株式会社、こちらの設立をした目的でございますけれども、定款に定められておりますとおり、先ほどお配りした資料1ページご覧頂ければ、定款に記載されてる目的というものが記載されております。

森林保護のための伐採整備、企画運営、箸の製造及び販売、木・竹の加工及び販売、農産物、林産物加工及び販売、こちらが美祢農林開発株式会社が行う、いわゆる事業展開の部分になろうかと思えます。

こちら美祢農林開発株式会社第三セクターとして、なぜ立ち上げていって今日ま

で至っているのかというところでございますけれども、当然のことながら、美祿社会復帰促進センターと刑務作業を活用することによる、地域との共生に寄与していくというところが当然ございます。併せまして、先ほどの事業の中にありました森林保護をしていきたいと思いますという部分、また農林産物を加工・販売することによって、農家の所得を向上させていきたいと思います。雇用の創設をしていきたいと思います。いろんな地域における問題点をものづくり、こちらの会社いわゆるメーカーというような製造会社でございますので、そういったどんどん加工・製造することによって、地域に貢献することをしていきたいと思いますというようなものが、美祿農林開発株式会社の立ち上げの経緯だと、私は解釈しております。

そういった中で、この度の800万円、指定管理料を美祿農林開発に御支払いして、この事業をやっていくというところでございますが、先ほど竹岡委員言われましたように私、雇用の創出という言葉使いましたけれども、正確に言えば、雇用の安定と言ったほうが正しかったのかと、ちょっと反省しております。

雇用の創出をしながら更に雇用の安定を図っていく、先ほど言われた、竹の子が主になってくると、シーズンの季節変動というものがかなり大きくて、雇用が一旦6月ぐらいで切れてしまうというような問題点がありました。それらを解決していくために、カット野菜の事業等も始めたわけなんですけれども、更に採算ベースのせていくためには、大きな収益的事業がいりますよというようなものは、先ほどお配りした資料にも記載させて頂いております。

これらの反省点に基づきまして、この度市内農家の方々にどんどん野菜つくっていただいて、その野菜つくっていただいたものは美祿農林開発で買い取らせていただき、どんどんほかの加工事業、製造事業で美祿市及び市外、他県にどんどん販売していきたいと思いますという事業展開をするものでございます。

従いまして、800万円につきましても、第三セクターを立ち上げた経緯と同じように雇用の創出、農家所得の向上、そういった目的に沿ったものと同じような意味合いをもって、この度の800万円の指定管理料を計上させて頂いております。これらの新たな事業も含めまして、どんどん美祿農林開発株式会社に事業展開して頂きたいという思いをもっておるところでございます。以上でございます。

○委員長（高木法生君） 河本委員関連ですか。（発言する者あり）はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） すいません。今の答弁に対してのあれですから。今言われた目的も我々も再認識する必要があると思うんですね。

更に例えば、今美祢市が六次産業にしっかり取り組もうという中で、これは保健所との関係なんですけど、実は食品の製造やる時は非常に実験をしようとしてもお金がかかるんです。なぜお金がかかるかというところまず施設面では、厨房、それから包装室だとか別室がいるわけですね。たくさんそうした別室がいるんです。そうした設備をした上で、初めて製造業の許可が取れるんです。

そうしますと、例えば今これはカット野菜ですが、農産物の佃煮一個つくろうとしても、一般の農家の方ではつくって販売するということは出来ないんです。つくっては出来ます。しかし販売することは出来ません。ただいわゆる許可なしでやっておられる方もいらっしゃるわけですが、大変なんですね。ましてや、白菜なんか北海道で死亡事故が漬物に出たということで、更に昨年強化されて、製造業というのは、簡単に農家の人が実験することができなくなっております。

そのためには、こうした農林開発等がいわゆる試験的なものをやる時にやろうとしておられるのかどうか、そういうことも引き受けて。その辺のちょっと御答弁をお願いして終わりたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。六次産業への取り組みの部分でございますけれども、この度、新たな事業を展開するということになると、時間的制約というものも出てきます。しかしながら、今現在考えておるところは、夕方から時間を空けることが出来るといいますのが、どうしても火を使ったりするという作業も多くなりますので、日中なかなかそういった機会を確保するということが、現状としてはまだ確立できてないところでございます。

しかしながら、夕方になりますと、ある程度作業落ち着いておりますので、その中で火を使う作業ということも十分可能でございます。今後六次産業化の計画書の中にも、当然のことながら美祢農林開発株式会社においても、六次産業化を取り組みを行っていく支援を行ってまいります。というようなことを記載しております。そういった中で当然のことながら、美祢農林開発株式会社のほうにも御協力頂きまして、時間を空けて頂いて、そういった取り組みをどんどんしていただきたいと。そ

ういう意味も込めまして、私どものほうは施設整備等をさせて頂いておるところで
ございます。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 先ほどの坪井委員の質問と関連しておりますが、なぜ800
万円の指定管理料を出すかと、こういったことを坪井委員は質問されていたと思
います。

私も今配付されましたこの資料の7ページに、指定管理料800万円を算出した
根拠ということで、そこに説明されております。

要するに新たな事業、カップサラダ等のそういう生産に係わる、いわゆるコスト
が3,687万7,000円と、そして諸経費も含めて約4,000万円余りかか
ると。それに対して売上が3,200万円、800万円の赤字が出ると。だから、
初期整備に必要な経費として、800万円を指定管理料として計上したと。こう
いうこの資料は説明だろうと、私は受け止めていますが、それに違いがないか確認し
たいんです。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の河本委員の御質問でございます。
資料7ページの上の段のところに、積算の基となるものを数字でお示しさせて頂
いております。

こちらに至る経緯はございますけれども、要はこの事業につきましては、当初か
ら申し上げましたとおり、スケールメリットによりまして、事業の採算が取れてい
くというものでございます。

そういった中、スケールメリット、大きな規模ということなんですけども、当初
から大きな規模で事業展開することは当然厳しいだろうということを考えておりま
す。

取引数量を徐々に増やしていく段階において、固定費的なものがございます。例
えばトラック輸送等する時に500であろうが5,000であろうが、そこにかか
る経費って余り変わらないんです。1台チャーターすると結構なお金かかってしま
います。当初事業展開をスタートさせてしばらくの間というのは、そういった固定
経費の部分で、その分だけで採算が取れないというようなこともございまして、
軌道に乗せるまでの間というのがちょっと厳しいという事業だろうと、私どもも解

積しております。

そういった観点から、軌道に本格稼働が出来ますれば、きちんと採算に乗れる。しかしながら、そこまでの間については厳しい。そういったものが、この数字に表れているという解釈をして頂けたらと考えております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） では関連しますが、農林開発株式会社はこれまで1,700万円、20年からずっと補助金を出して、これは3年か4年したら、必ずそういう補助金を受けないで、経営が健全化できるという説明を再三受けてきました。

それにもかかわらず、やはり第三セクターは株式会社ですから、儲けることを目的に設置された企業、とんとんならまだいいですが、赤字の補てんは行政のほうから行っていくと。これでは、市民に説明を我々議員としては出来ないわけなんです。

先ほど雇用の創出とか産業振興に資するからと、そういった経緯が産業振興や農産物販売にかかっていきますけれども、目的は営利企業、第三セクターが赤字をずっと続けて行くということになると、やはりこの運営に当たって、はいそれじゃ指定管理料800万円、また来年もそのようにして出しますと。こういう形で、どんどん財源を行政のほうから出していくという、そういう考え方は、ちょっと市民には理解出来ないのではなかろうかと。私自身もまだその点が十分理解できん。意図されるところはわかります。その辺いかがお考えですか。（発言する者あり）

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今、河本委員さんが営利企業だというふうにおっしゃったんです。私の認識が違ってれば答弁いただきたいと思うんですが、私は美祢農林開発株式会社は指定管理者ですよね。いわゆる市が美祢農林開発、市がやるべき事業を委託してるわけですね。矯正施設の中だとかいろんなことを。

その辺で農林開発が営利企業だという私は認識もってなかったんです。事業そのものの目的は、先ほど御答弁いただきましたから理解出来ました。しかしながら農林開発が、今、坪井委員さん後ろ見られた変な顔されたけど、私は営利企業だというふうには思っておりません。いろんな営利を目的としない企業もたくさんあるわけですね。ですから、その辺の位置づけを、やはり市民の皆さんにわかるように御説明願いたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、河本委員の御質問に対しまして、お答えをしようと思いましたが、竹岡委員のほうから回答に近いことをおっしゃったなというふうに思っています。

先ほど河本委員が御質問の中で、この美祢農林開発株式会社の目的は儲けることにあるというふうに断言されましたけれども、これは違っております。ですから河本委員は根源的な、先ほど坪井委員の御質問の時にもそういうこと申し上げたと思いますけれども、なぜ第三セクターとして、この美祢農林開発株式会社が設置をされて、運営されておるかという根源的なことを理解されておられないと、先程来のような御質問が出て来るなということをつくづく今感じておりました。

これは我々の執行部の説明不足だったかも知れませんが、皆様方は市議会議員でありますので当然のごとく、その辺のことは勉強されて御理解をされておると思った上でのこの議会であり、委員会であると私は思っております。市民の方々は、そこまではおそらく御承知おきないでしょうから、今の御質問に答える形で申し上げたい。

先ほどから、河村課長は非常に丁寧に私は説明しておったと思います。そのことは聞く耳を持っておられるのであれば、おそらく御理解できたであろうと思っております。おそらく、このMYTを見ておられる市民の方々は、あっそうなのか、美祢農林開発株式会社というのは第三セクターで、美祢市とカルスト森林組合が共同で立ち上げた会社、それを儲けを目的としてないよと、というのが美祢社会復帰促進センターを旧美祢市の時代に誘致をいたしましたけれども、その時の約束ごとで、刑務作業に協力していこうということがあったわけです。

このことは儲からないことは、一目瞭然でした。しかしながら、儲からないことだけを協力するというだけでは、市に対して申し訳たちませんから、竹箒をやるということで、美祢市は竹林が非常に多いということ、山がそれによって荒れてくることから、その副次的な結果として綺麗な美しい山をもたらしていこう。そして竹の子などを出していただく、竹を出していただくことによって、竹林を持っておられる農家の方にお金をもたらすことも出来るだろうということもありました。そのことも大きな目的の一つである。

しかしながら、基本的に竹箒をつくっていくということは、赤字を垂れ流さざる

をえない、しかしながら、美祢社会復帰促進センターが出来たお陰で、非常にたくさんさんの雇用の場が生まれた。そして、地元産品をあそこで使っていただいているという大きな副次的効果もあったということがありますので、これは協力していくことが当たり前であろうということをもって、かつての過去の美祢市議会でも説明申し上げたし、そのことを御理解頂いておるといふふうに思っています。だから今存続していますね。

その反面、先ほど河本委員おっしゃいましたよね、4、5年もすれば赤字をなくして儲けるほうにすると、確かいうたことがあるじゃないかというふうにおっしゃったけれども、それは竹箸そのものはもう儲けることは不可能。しかし、その他の事業を展開することによって、その赤字部分を吸収できるような体質まで持っていきたいということ、常に言い続けてきたということですよ。

今回いみじくもそのことなんです。先程来スケールメリットということをお願いしているけれども、1台のバスにいつも一人しかお客さんが乗っておられないと、同じ油を使って同じ距離を走るのであれば、必ず運転手さんの人件費、油代、そして償却かかりますよね。それが50人定員で毎回50人乗っておられれば、非常にペイできてある程度の将来に対する資金も蓄積できるということがありますよね。そういう形を今つくろうとしていることを、先ほどから丁寧に丁寧に河村課長が説明しておるとお思います。

これを今市民の方もご理解を賜りたいと思うんですけども、結果として今美祢市の農業は疲弊をしてきてます。後継ぎもない、米をつくっても儲からない、でも先祖代々あるから一生懸命守ろうとしている田があって畑があるわけです。

そこに今美祢市がどうにか食べられる形をつくっていかうとして、六次産業を今推進している立場を取っておる。その野菜なり、米なり、いろんなものを加工して、そしてそれに副次的な価値をつけて売っていかうじゃないか、それを農家の方にもたらそうじゃないか、利益を。そのことが本格的に出来るようであれば、若い方も面白いやってみようということで、若い方が後を継いでもらおうとか、若い方がこちらに帰って来られることがあるんじゃないかということの大きな目的があつてやっておる中に、この美祢農林開発株式会社という第三セクターの会社があるということなんです。そのことの基本的なお考えがわからずに、法律ではこうだ、法律ではこれだあれだあれだと言いつつたんでは、目先のことだけ考えて、大局を見誤ると

いうことを御理解頂きたい。そういうことです。

○委員長（高木法生君）　ここで暫時休憩いたします。11時から午後2時まで休憩いたします。

午前10時45分休憩

午後 2時10分再開

○委員長（高木法生君）　委員会を再開いたします。質疑はほかにございませんか。
はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君）　ようやく高木委員長のほうから、質問する機会を与えて頂きましてありがとうございます。今現在、美祢農林開発株式会社のこの指定管理委託料についてのこの800万円について、今いろいろ質疑がされております。

本題に入る前に、この村田市長の質疑の中で、美祢農林開発株式会社の現状と課題、担当者からこの説明がうるありました。そういった中にその説明に対して全く理解の出来ないとお話もありましてですね。市長に対して詭弁だとか、このまやかしだとか、そう言っておられました。

これに対して、村田市長は冷静に対処されまして、声を荒げることなく淡々と答えられて、この村田市長の許容能力の広さといいますか、そういったところのもの改めて理解したところでございます。

その点、私もさまざまな角度からこの議案に対しましては、この質疑をしっかりと行いまして、自身の持っている信念とこの理不尽さを混同しないように発言してまいりたいと思っておるところでございます。そういうことで、常に村田市長とは変に仲良くなることなく、一定の距離感をもって常に私は現場目線、市民の目線で質疑をさせていただいておる、こういったつもりでおります。ほかの人から見たら、そうでもないという人もおるかもわかりませんが、私はそういう市民目線で常に対応してるという自負があります。

それでですね、前置きが長くなりましたけれども、美祢農林開発株式会社、この資本金について2,000万ということで、これについてはさっきの取り組みについてということで記載されて、今までも何回も何回も説明があった訳でありますけれども、資本金2,000万円については市が1,950万円、県のカルスト森林組合が50万円の出資ということで、この第三セクターとしてこの運営を行ってお

るということは御承知のとおり。

特にいろいろ例の社会復帰促進センターで、このセンター生の刑務作業として竹箸を、これを製造販売これは非常にさっき説明があったように儲からない。だけど法務省の管轄であるPFI、こういったところのもので収益が上がらないけれども、刑務作業としては、どうしてもこの施設がある限り運営をしていかななくてはならない。センター生の職業訓練にもなるということで、そういった部分というのも、そののところ指定管理というその部分をね、非常に難しいところなんですけど、補助金でそういった部分に対応していく、それ以外に今野菜等の加工販売ということは、この指定管理でしっかりと対応していくという説明もあったわけであります。

そういった中にありまして、私も今美祢農林開発株式会社、これ竹の子の水煮、3カ月程度しか運用してないと。私も何回かここで、1年間美祢農林開発の施設が1年中運用して雇用をしっかりと確保していただきたい。こういうことも、私は質疑の中で繰り返してきました。だんだんそういった面におきましては、大豆の水煮、高菜の加工など、今回は農産物の加工生産ということでこのキャベツ、人参、ツナ、コーンなど、こういったカップサラダの製造販売を委託して、特にそういった空調施設などがこの施設含む806万円、そして、野菜の消毒器とか脱水機、ベルトコンベアーなどが970万円の、こういった施設にお金がかかりますよということの説明にあったわけです。

そこで、今回は今後売上高が今後カップサラダで売上が3,242万円ですか、見込んでいます。それに対して、きちっと本当売上がこのとおりに販売できる、その販売網というものが、しっかりと確立してるかどうか。このところをしっかりとしていないと、非常に売り上げが少なくなれば経営がまた厳しくなる。そのところの販売網の売上3,242万円の見込み対しての販売網が、きちっとそれだけ売れるそういった確立がちゃんとされてるのかがお聞きしたいことが第一点。

それと製造原価がそれに対して3,687万円ということで、結構製造原価が高い。なんでこれだけ高いんやろかという方も多分おられると思います。そのところを市民の皆さんわからんところがありますので、どうかその2点について、まずお尋ねしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。まず販売網の関係でございます。この度この事業についてのお話につきましては、これまで取引させていただいておりました卸業者さんのほうから、具体的なお話いただいて取り組もうというところでございます。これまでカット野菜、お正月前にはおせちのほうちょっとやらさせていただいたというところから、かなり信用性があるというところを相手方から申されまして、続けてこういった事業もあるが、取り組んでみられないかというお話でございました。私どもも先般会社のほうからこういったお話があるということで、一緒になって先方さんとお話をさせていただきました。

今後、そういった中での取引ということもありますので、私どもはあくまでも卸業者様のほうに対しまして商品を納めると。実際のスーパー等につきましては、卸業者さんのほうでご心配いただくということで、今回の事業になっております。

売上の関係につきましては、今年度は3, 200万という形で計上させて頂いておりますけれども、こちらにつきましても、あくまでも半期以降の取り組みということになろうということで、来年度につきましては、更なる売り上げが出ていくものと思っております。

併せまして、経費につきましてもかなりかかっておりますけれども、先ほどちょっと触れましたが、この度売上に対しまして経費が多いというものについては、トラック便の話を先ほどちょっとさせていただいております。例えば500つくっても5, 000つくっても、搬送費についてはほとんど変わらないというような状況で、そういったものからスケールメリットという言葉でお話をさせていただいております。固定部分の経費というものがかなり多いということで、こういう試算をさせていただいてるところでございます。当然来年度本格稼働いたしました後は、当然のことながら経費より売上のほうが高いというのはございます。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いよいよ今年の9月、10月から立ち上げるということで、その運用における経費がかなりかさむということで、なかなかスケールメリットが出ない、そういった中でまだまだ経費がかかるという説明がありました。よくその辺も私は理解してるとは思っております。

今後私思うのは、今回さまざまな先行的資本的支出をされているわけでありませ

けれども、売り上げはスケールメリットとして、出せば出すほど、販路拡大すればするほど、実際単価が売り上げが儲かっていくということがありました。

問題は、そうなればそうなるほど、多くの方にカップサラダを食用される方が増える。そうすると、私は今の美祢農林開発株式会社の今、今回あたらしく設備入れますけれども、より一層品質という面におきましては、虫が入らないように、そういったところも私はもう少しお金を掛けていかないと、何かことがあったときには大変なことになりますよと、私はそっちのほうが非常に心配。それ以外のところで経費がかかるというよりは、そこのところをよっぽど人の出入りをきちっと、もういいよ、適当、入って下さい、そんなんじゃ絶対駄目と思うんですよ。そういったところのより厳しい品質管理というのを、私は同時にやっていかないと、それだけ多くのスケールメリットで多く出して、またこの収益を上げていこうと思ったら簡単じゃないと思っております。

そういった面で、第三セクターとして本当に黒字化していこうというのは簡単じゃないということも、私たちは覚悟していかなければならないと。第三セクターじゃから絶対赤字になるという、そういうことおふく道の駅、美祢観光開発株式会社なんかも、これは15年経ったけど10年前までくらいは、10年間くらいは黒字経営でしたから、そういった面に時代の流れとか、いろんな環境によってマイナスになって、その都度その都度どんどんどんどん改革して私はいかないと、大変なことになってくると思っております。だから、今回もそういった視点で、美祢農林開発でカップ野菜をやるにあたっての、この品質管理というのを一段と、私は今以上にグレードアップしなくてはならない。

こういったリスクの面、逆にメリット、私はメリット、デメリット、よう皆さんに市民の皆さんにわかっておいていただかないといけんと思っています。経済効果は2,823万ありますよと。こういったところ地域の良さもどんどん出していく、非常にいいことですよ。そういった私はメリットの面、デメリットの面、両方見ながらやってみていきたいと思っております。

それで、今後そこの美祢農林開発株式会社の今後なかなか運用益が上がって、そして、同時にこの品質管理するための設備投資も併せて行っていくこと本当に出来るのかどうか。ここのところの私はおろそかにしたら大変なことになると思っておりますので、ここのところの捉え方というのはどう思われているか、ここをお尋ねした

いと思っています。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。品質管理につきましては、従来から厳しく対処されておりました、私どももいふならば、このままの状態では当然入れないということで、製造工場内には現状としてはなかなか入らせて頂けてないというところがございます。当然作業がないときにつきましては、中に入ることは可能なんですけど、それでも安全対策というところをきちんとして、工場内に入っていくという状況でございます、そういった面につきましては、継続的にきちんとした対応をさせていただくということだろうと、そういった指導も私どももさせていただきたいと思っております。

これから先の農林開発株式会社に対する行政的な後方支援というところについては、現状のところ、私どもは今回の補正分で十分対応出来るだろうというところを見込んでおります。

しかしながら、この事業当然成功していただいて、自分たちの中で収益上げて頂く。将来的には只今1,700万円の補助金お出しさせていただいておりますけど、そういったところについても、削減方向で持っていただくとというのが、私どもの考えでおります。今後の農林開発株式会社が行われる事業につきましては、十分なバックアップ体制をとりながら、対応していきたいと考えております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今の説明で多少わかってきました。そういう中にありまして、今後実際売り上げが実際スケールメリット大きくして、上げていって収益を上げるんだと。私はその中であって、品質の管理もちゃんとやって頂けないと大変なことになりますよと。今実際美祢農林開発で、刑務作業でされてる専属の指導員2名でしょう。そして、実際今美祢農林開発竹の子の水煮などそこで職員としておられるの2人ですよ。あとみんな臨時ですよ。

そういった中でそういった品質管理というのは、なかなかちょっと難しいのではないかと思っていますよ。そういったところを、やっぱり商工労働のほうで、そういった品質管理をより一層厳しく管理していくための、私はねいろんな情報をしっかりと発信して、そして、その中で中心となる方を、この品質管理専属に徹底的に管

理していく人を育てていかんといけんと思っています。

そういうことを、私は今後スケールメリットの、こういったカップ野菜をどんどんどんどんつくっていくようになれば、そこまでのことをやって頂きたい。

実際美祢の職員と言っても、非常に賃金が低いという状況、その中でよく頑張っておられるなど、私一昨日も行ってお話聞いたんですけど。あと臨時職員の方も実際まだまだ賃金というのは低い状態、なかなか今売上げとか厳しい状況の中で、そこまであげていくというわけにはいかんと思っておりますけど、その辺今後職員の賃金また臨時職員の賃金の上昇、そしてこの補助金の今1,700万かかっている部分というのを減らしていかななくてはならない。二通りありますね。そのこのところの捉え方、その辺についてはどのように今後対応策をとっていかれようとしてるか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。最初にちょっと品質管理のこと申されましたので、その点について、もう少し補足的に説明させていただきますと、農林開発株式会社のほうには、卸業者さん竹の子の関係とかほかの関係、いろんな業者さん専門知識もたれておりまして、そういった方のぞかれております。品質管理の問題につきましても、そういった卸業者さんとか、いろんな業者さん出入りされておりますので、そういった方にご指導いただきながら対応をさせていただいてるというような状況がありまして、少ない人数ではございますけれども、いろんなところからいろんな御知恵をいただきながら対応してるというような状況でございます。

本題の質問のほうでございますけれども、確かに今現在の賃金体系は、かなり低い、大変厳しい状況だと思っております。その点につきましては、私どもも第三セクター対策室側から見ると、これだけの業務して頂きながら、これだけの賃金かというところは心苦しいところを思っています。今後今回の事業を契機に、収益どんどん上げていっていただいて、まずもってはそういったきちんと対応して頂いてる部分に対しまして、賃金としてある程度はお返ししていかないといけないという形のもは、当然のことながら既に会社の中でも話が出ておりますので、その辺の対応につきまして、パートさんも含めてということでございますが、その辺の対応につきましては、きちんとしたものを見据えながら対応したいというふうに考えており

ます。

併せまして、そのような対応をしながら、補助金のほうも減額出来るものであれば、減額という形を取りにいく必要があるというような認識で今考えております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ほかの方もいろいろと質疑されたい方もおりますので、これ以上話しませんけれども、方向性がわかりましたので、ただあと品質管理についても今回いろんな設備投資されておりますけれども、やっぱり異物混入、金属類というのが野菜とかに入ってしまうとですね、全部駄目になってしまいますので、そういったところのものを今回予算ついてない。逆に、私はそういったところまでつけて、マグネットで機械野菜をカットしたところに、ちゃんとそういった異物金属を取っていくようなそういった装置さえも本当はつけないと、あとなんかあったときには取り返しつきませんよということを言いたかったんです。

そういったところも今後踏まえながら、対応策をして頂きたいことをお願いして、私の質疑を終わります。

○委員長（高木法生君） ほかに質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 抽象的な水掛け論は止めます。これからは具体的な、あるいは事務的な問題について御質問を申し上げます。質問の前に、なかなかこの美祢農林開発株式会社という第三セクターの置かれている実態というのは、市民の皆様によくご理解頂いてないと思います。先ほど市長さんから、私は全然このことを理解してないと、こうお叱りを受けましたけど、私はこの問題について議員になる前の平成19年の最初の段階から、実は本件について議会に請願書まで出して一生懸命訴えた人間ですから、市長さんの言われるようになんにも知らない、無知な人間だと言われるのはちょっといかがなものかと思えますけども、抽象議論はしません。それで、この問題は、根っこの根本的な問題が横たわっていると私は認識しております。そういう問題をなおざりにして、ただ目の前にカップサラダのプロジェクトがあるから、それ800万出せと、こういう議論はちょっと性急すぎるんじゃないかという立場です。

それと、私の質問の前提で申し上げておきますけども、私は破壊主義者でもなし廃止主義者でもありません。私はこの際美祢農林開発株式会社をですね、きちんと

した形で再出発をして、そしてしかも六次産業化の一番私はモデル事業になると思ってるんですよ、市長さん。だからそういう立場で申し上げておるんで、美祢農林開発を止めろとか刑務作業を止めろとか、そんな立場ではないんです。これは先に申し上げておきます。そうでないとまた誤解を受けて、えらいご批判を受けますから、ということでそもそも論に入らせてください。

これは総合政策部長さんに聞いたほうがいいと思いますが、皆さんまだ第三セクターの指定管理するということをよくご理解頂いてないんですよ。あえてもう一遍繰り返します。あくまでも、これ公の施設の管理運営の問題なんです。もともと、そもそもは公の施設ですから行政が直営でやる、これが大原則なんですね。大昔から。

ところがそれじゃ余りにも行政負担がかかってですね、福祉的な公な施設もつくらんにかいかんけども、運営が大変だという問題があったんで、そもそも昭和38年に地方自治法が改正になってるんですね。この時第三者に管理委託するのは結構ですと但しという条件がつけました。それは地方公共団体が100%出資ではなくて出捐と言いますね、財団法人ならばいいですよというふうに緩和したんですね。

いみじくもその時ですね、美祢市先行の秘訣があるんですね。財団法人秋吉台家族旅行村財団と、これが旧秋芳町時代に最初に財団法人で公の施設の管理を引き受けたと、そういうケースなんです。ここからスタートしてみないとよくわからないんです、第三セクター云々ということは。さっきもなんか第三セクターだから株式会社で儲けんでもいいとか、なんか妙な議論になりますので、よく確認したいんですけど。

それから次に平成3年に地方自治法の改正がありました。やっぱり公の施設の管理は、もうちょっと幅を開けて弾力的にやったらどうかということがありまして、いくつか幅が広がりました。一番原点は自治体の自営ですよ、これは当たり前のことですが、自営というのが一番原則です。

二番目が今言った、財団法人もしくは地方公共団体が2分の1以上出資の第三セクターに管理委託していいですよと、こうなったんです。これ平成3年です。この時ですよ、平成3年とうーんと前ですよ20年前ですよ。その時に第三セクターを指定管理しても結構ですよと。

もう一つあります。公共的団体と言います。これ何かと言いますと生協、生活協

同組合、それから農協、それから自治会、こういうところにも管理委託していいですよとなったんですね。

なんでこういうことが問題あるかという、公の施設ですから許可権とかなんとか公権力に属する問題です。そういう公権力を第三者に任せるというんですから、そういう加減な所に任せたらいけんと、これが大原則なんです。そのところよくご理解頂きたいんです。

それでその次が平成15年地方自治法が改正になりましてね、この時に指定管理制度というのが導入されたんです。これはなんでかという、第三セクターに任したと。非常に第三セクターというのはある意味で公共の福祉的な要素の強くて、採算性の非常に悪いもの、だからやらんにゃきゃいかんという場合は、当時は盛んに第三セクターをやってたんです。ところが、その後実際にやらせてみて、全部至る所の第三セクターがほとんどみんな行き詰まっちゃった。

これはいかんということで地方自治法が改正になりまして、これ平成15年です。民間事業のノウハウを活用して行政のサービスの向上、経営の効率化を図りましょうねと、こういう歴史的な経緯をたどっています。私が今申し上げたことは正しいか正しくないか、総合政策部長さんお答え下さい。

○委員長（高木法生君） はい、篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 指定管理者制度の所管は現在私のほうで所管しておりますので、済みませんが私のほうでお答えさせていただきたいと思えます。

公の施設に関する根拠法令、地方自治法でございます。時代の変遷につきましては昭和38年に公の施設に関する制度の創設が規定されまして、公の施設の管理委託については、公共団体と公共的団体に限定されております。

その後私のほうは平成2年に自治法の改正があったかというふうに認識しております。公の施設の管理委託者として、委員がおっしゃるように土地改良区などの公共的団体、それと農協、生協、自治体などの社会公共的な組織、活動目的の公共的団体に加えまして、新たに市の出資が2分の1以上の第三セクターなどによる管理運営が容認され、同時にこの際に利用料金制度の導入も図られたところでございます。

また平成15年に改正ですけど、この改正は公の施設の管理について、その適正

かつ効率的な運営を図ることを目的として、指定管理者制度が導入されたわけがございます。これは法律の施行後3年以内に条例改正を義務づけたこと、そして民間事業者への管理委託を一定の条件下で開放されたことでございます。

従って、委員のおっしゃる公共施設の管理運営をどうするかという命題がありまして、そのツールとして直営と指定管理者制度があるということでございます、以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） ありがとうございます。基本的に私の認識は若干年が1年ぐらいずれてましたけど、異なってないということでございますので、お許しをいただきたいと思います。

そういう意味で、実は美祢観光開発株式会社というのは、あれ平成10年ぐらいでしたかね、設立が。だから当然今のこのスキームに則って、第三セクターを管理運営を任せるというスキームに則ってやられています。最初からずっとそれやってきますから、法改正があっても、そのまま第三セクターで経営してるとこれは理解出来ます。

ところが美祢農林開発株式会社はもう皆さん資料にも書いてありましたもの、農林開発の現状と今後の取り組みについてに平成19年12月25日の設立でございます。ということは、平成15年度の改正があったあとに、実は本来時代遅れの第三セクターに、農林資源活用施設の指定管理したということです。そういう認識は正しくないかどうか、じゃあ篠田局長ですか、お答え下さい。

○委員長（高木法生君） はい、篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 法改正後に設立された会社でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） ありがとうございます。これがそもそもの原点なんです。

じゃあなんで法改正で、もはや第三セクターに公の施設の管理を任せるのは時代遅れですよというときに、なぜじゃあ美祢農林開発を農林資源活用施設の指定管理に指定したのか、そこが実はこの問題のそもそも出発点なんです。

その点くどくど申し上げるつもりはありませんけど、文字どおり刑務作業とリンクした美しい山づくりのために竹関連事業を始めましょうということで、平成19年6月議会から設備投資の関係の話が議会で議論されてます。

それで、もともとちょうどこの時期だったと思います。平成18年度だったと思いますが、農山漁村の活性化に対するなんとかという法律が出来ました。それでそれに合致してるところは、補助金差上げますよという話になりました。それで、たまたま今美祢市もこういう問題が出ていましたので、美祢市が応募したんですね。ところがその応募の第一号になったそうです。だから簡単に本来そんなに早くね補助金が貰える予定じゃなかったのが、ストーンと貰えた。その時の補助金の金額7,000万円です約。

それも、思いのほか早く貰えちゃったもんですから、そりゃあ早くやれということで、とりあえず施設をつくったと。その第一号が竹箸の施設ですよ、正確には2,991万5,000円です。これをつくったと。

作る場所をどこにするかと、確か問題にあったと思いますけどね、もうしょうがない刑務作業とリンクしてるから刑務所の中だということになりまして、その後順に、竹の子の水煮関係とか竹細工の関係とか事務関係の設備投資をいたしまして、合計額が1億4,400万です。そのうちの約半分が補助金でできたという経緯であります。

従いまして、ソフトのものはなんも準備なしで、いきなりハードが出来ちゃったもんだから、やれそれ何かせと、何かせと言ったって何もないのにできやせんじゃないかといって、やむを得ずとりあえず第三セクター農林開発をつくろうねということで、前の前の小竹市長の時に出来たという経緯です。

従って、平成19年の12月25日の最初的美祢農林開発の社長さんは小竹伸夫さんです。その後20年6月26日に新市長が誕生して、村田市長が後任の社長になられたと。その後諸般の事情があったんでしょう、22年12月13日に林副市長が代表取締役になられたと、こういう経緯があります。

それでですね一番問題なのが、ソフトが十分揃ってないのにハードが先行しちゃったもんですから、そこに問題が生じたよということだと私は認識しております。

その後実際に事業開始いたしましたけども、なかなか最初から赤字でうまくいくはずないんですよ。組織も何もないんで、当時いろんな人が小竹市長がいろんな人に誰かやってくれんかやってくれんかと、美祢市中探し回っておられた姿を私は目にしています。だけど、なかなか適任者がいないということで、いろいろいきさつ

がありました。これ以上詳しくいう必要はありませんので、言いませんけどもね。とにかくやれということで始めましたと。

そうすると、平成20年が実質的な事業の開始でした。20年は結局どうなったかと言うと、ちょっと収支がですね、経常損失が770万です。

ですからちょうど今のカップサラダの事業、今年度か来年度か知りませんが、今年度ですかね売上総利益の段階で500万の赤字、それで売上総利益というのは、要するに売上高から製造原価を引いたものを言います。そのほかに経費がかかりますから、その総利益の赤字500万とそれから一般管理費の300万合わせて800万足りんと。この分を指定管理で出してちょうだいねというのが、今回の話なんですよね。ちょうど同じなんです。最初の竹の子の水煮の開始したときも同じように700万赤字なんですよ、これ見ますと。

だけど、なぜかこの時指定管理を払うという議論はないんですよ。そのところが一番最初にお伺いしたんですけど、なんか変な方に議論がいつちゃって、お答えになってないから、私がちょっと言い過ぎたかも知れませんが、答えになってませんよと申し上げたんです。

なぜかと私なりに考えました。そうするとこういうことがわかるんですよ。この平成19年9月10日開催の建設経済委員会で、小竹市長が三セクを設立することについて質問にお答えなっています。細かいことは除きますけども、最後のところで、これはある程度の目途がたちましたら指定管理者制度に移行になると思います。こういうふうなことおっしゃってるんです。

それから更に、今度は21年9月7日の建設観光委員会です。当時の藤井商工労働課長さんの資料です。美祢農林開発への補助金支出についてと、この年に2,000万出した。その時のなぜ2,000万出すかという資料です。それにこう書いてありました。美祢農林開発株式会社が指定管理期限である平成24年3月までを行政（第三セクター）の役割機関と見据え、その後のスムーズな事業展開の仕組みづくりを終えた平成24年度以降は、公募により民間事業希望者を含め広く募集し、再度指定管理委託を視野に入れた事業展開を想定しておりますから、申し訳ないけど2,000万補助金出して下さいということになっているんです。これが端的に言って、正直に美祢農林開発の経緯を眺めたときの姿なんです。

そういうことを私がきちんと確認してますから、最初も私の質問に対するお答え

が余りにもぶっきらぼうで、きちんとなっていないなといったのはこれが根拠です。

そして、この時に21年度は2,000万ですと、22年度は1,000万です。補助金がですね。23年度は500万です。こういうふうになってるんですよ。ところが蓋を閉めてみたら、平成20年度が2,000万、21年度が1,700万、23年度が1,760万、24年度が1,720万になっています。

と同時に、もう一つ決算書をずうっと眺めてみますと、受託収益と営業外収益がある750万前後あるんですよ。これはどなたに聞いて良いかわかりませんので、今この段階でどなたかお答えいただきましょうか。例えば21年度の750万受託収益と、それから22年度が742万5,000円の受託費となっております。今度23年度に受託収入となってまして、多分同じものでしょうけど、みんな決算書上の表現が違うんです。だけど、金額はだいたい750万から742万5,000円です。これはどういう性質のものか。これはどなたに聞いたらいいでしょうか。

○委員長（高木法生君） 坪井委員きょうは補正予算の審議をしておりますので、以前の話はちょっと、多少関連があるでしょうけど、集中的に今この補正予算のことで質疑していただけますか。

○委員（坪井康男君） 補正予算800万円をきちんと審議するために私申し上げてるんです。無関係じゃないですよ。

○委員長（高木法生君） 関連はありましようけど、どうなんでしょうか。

○委員（坪井康男君） 関連があるから質問してるんですよ。あなたはなぜ関連がないとおっしゃるんですか。

○委員長（高木法生君） 関連はあると言ってますけど、余りにも何か離れてる感じを私は思ったから。

○委員（坪井康男君） 離れてないから申し上げてるんじゃないんです。だめですか。許していただけますか。どうです。

それがね私申し上げますよ。質問せずに、それがね平成24年度には、なぜかこのね受託収入がゼロなんです。それが740万、750万ですよ。それが無いものですから、結局24年度のさっき配られたやつ収支がマイナス500万とちょうどその分がなくなったんですよ。これはおそらく緊急雇用対策費を補助にまわされた結果だと思ってます。じゃあお答えは結構です。じゃあ続けます。

そういう状態で来てるんで、もう明らかなんですよ。今日いただきました美祢農

林開発の現状と今後の取り組みについて、この800万円の指定管理料は何かというと、さっき申し上げたここに書いてあるとおりです。売上利益マイナスが500万、それから一般管理費販売費が350万、合わせて800万ということです。

だから、それを指定管理料で出してくれとおっしゃるから、私は納得出来ないよと申し上げてるんです。おかしいですか、関係ありませんか。

○委員長（高木法生君） 関係はないとは言いません。

○委員（坪井康男君） じゃあ質問続けさせて下さい。そういう一番の基本がそこなんです。最初に私なんで今回800万お出しになるんなら、なぜ最初に800万指定管理料をお出しにならなかった。もう一回じゃあなんで、最初に指定管理料をお出しにならなくて、指定管理料をゼロで始めたか、それをもう一回河村課長にお答え下さい。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） すいません。ちょっとお尋ねさせて貰ってよろしゅうございますか。なぜ指定管理料がゼロかという最初のというところが平成25年度予算ということですか、それとも一番最初の部分。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 一番最初の部分です。指定管理をしたときに、ここに平成20年10月1日に美祢市長と美祢農林開発株式会社社長の間に締結された美祢市農林資源活用施設管理運営に関する協定書がありまして、指定管理料ゼロになっております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 平成20年当時の話ということでございます。多分というたら大変申し訳ないところでございますけれど、今詳しい資料持ち合わせてないところがありますので、記憶の中でお話しさせていただくということになります。当時の段階で既に事業計画というものをつくらせていただいていたと思います。そういった中で、指定管理料がない状態で十分まえるんじゃないかと、結果としては甘かったというところではございますけれども、その当時は指定管理料なしで賄えるという判断をしたということだろうと思っております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私は事実違反した御答弁だと思ってます。最初の資料にはこの竹の子の水煮ですね、竹関連事業、最初の3年間は赤字ですと。4年目に単年度収支がやっと黒字になります。8年度で累積赤字を解消しますと、こういうきちっとした資料に基づいて行われてますよ。だから今あなたのおっしゃった記憶は間違ってると思います。いかがですか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 先ほど申しましたように、現在その資料をこちらのほうに持ち合わせておりませんので、推測の中でお話をさせていただいた次第でございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それではですね、これ以降は先ほどの話もお聞きしておりますけど、質問する方が何か河村商工労働課長に質問しておられるんですけど、実は美祢農林開発の社長さんここにいらっしゃるんで、なぜ美祢農林開発の社長さんにお聞きならんかと私は思ってます。品質管理がどうのこうのなんて、そんな所轄の市の部分にお聞きになったってわかる訳がないんで、という意味で、これから質問事項たくさんあります。

それは、林美祢農林開発代表取締役になりたい質問がいくつかありますが、それと併せて、決算書のことについて、同じく三好監査役さん、美祢農林開発の。この方も参考人として、ここに呼んでいただければ幸いですと思います。呼ばなくても、もうちゃんと林副市長さんは代取として答えますということであれば、このままで結構ですが、いかがでしょうか。

○委員長（高木法生君） ここにおられるのは、副市長さんとしておられるわけですから、これはきちっとした形で、参考人として呼びすることにいたしましょう。もしそういう要請があれば。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 正式に要請いたします。これからの質問は、林代表取締役及び三好監査役さんに聞きたいことがあります。細かい数字の問題です。よろしくお願いたします。

○委員長（高木法生君） 只今、坪井委員のほうから参考人招致に関わることにつきまして、御請求というか御要求がございました。皆様にお諮りしたいと思います

が、その前にこの補正予算の関係で、ほかに質疑の方がいらっしゃいましたら、お受けしたいと思います。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。六次産業の発展のためには、施設や整備が必要だと思います。しかし、その施設整備が作り出す商品が、将来性と持続性あるものでなければならないと思います。本当に美祢のブランドとして売り出せる自信があるものづくり出すということが必要と思いますが、今回のカップ野菜が提案されてますが、カット野菜とカップ野菜ですか、これが本当に美祢のブランドかどうかと思うとどうかなと思う点もありますが、このカップ野菜が将来性について、お尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。今回、農林開発株式会社のほうで事業展開しようというのは、カップサラダの関係でございます。そのものがイコール六次産業化かというならば、イコールでは決してないと思っております。

と言いますのが、今現在の農家の方達に更に多くの野菜づくり、農業に携わっていただきながら、就農拡大していきたいというところの仕掛けの部分でございます。六次産業は、また別の角度から支援をしていくべきのものだと、私ども考えておまして、そのために、美祢農林開発株式会社が指定管理者としております農林資源活用施設のほうも、六次産業化の支援行う施設として、また、そこにいるスタッフについても、六次産業化の支援を行っていく、また従事をしていくという方だろうと思っております、美祢市の六次産業化を取り組もうとされる方について将来性、持続性がある商品作りのために、農林資源活用施設、また、美祢農林開発株式会社が全面的に支援していくというところでの六次産業化の取り組みだということだと思っております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 今回の施設設備投資が六次産業に、カップ野菜がそのままずっとカップ野菜でいくのか、今回の設備投資が六次産業として今度方向替えて、それが使えるものなのかどうかということと、カップ野菜の価格変動とか、それこそ私たち共産党はTPPに反対をしています。参加交渉に反対いたしますけど、これがおとって、農産物の下落ということがありますが、仕入れてこの価格を抑えられた

りしたときには、もうこの販売がとても成り立たなくなってしまうのではないかと
思われますが、そういった将来性とかは、見据えてのこのこの計画なのでしょう
か。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） T P P 問題に関連しながらのお話なん
で、ちょっと難しくなってくるところでございますが、将来的にT P P 参加という
ことになると、野菜の値段が下落していく。そういった中で、六次産業化どんどん
進めることによって、地元で取れた野菜、農家の皆さんがつくられた野菜をどんど
ん外に出していける仕組みづくりを、今逆にやっておかないといけないのではない
かというところで、今回導入する部分、設備等につきましても、六次産業化に対応
できる設備の部分でございますので、T P P 参加ということで野菜が下落すると、
当然カップサラダ、今現在の価格で店頭に並ぶとは思っておりません。そうなった
時に、六次産業化併せて進めることによって、今度は美祢市民の六次産業化を進め
ようとする方々の支援が出来る施設に対応出来るという思いであります。そういっ
た中で、いろんなことを考えながら、設備投資をして行こうというものでございま
す。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） もう一点お尋ねします。先日の報告の時に、私が農林開発の
26年度の予算で荷造り運賃がすごく高くなっていると、334万5,000円にな
ってるけど、どういうことかと聞きましたら、こういった販売をするので高いとい
うことでしたが、今回のカップサラダ運送賃がこれにほとんど当たるんでしょう
か。昨年までは6万7,388円だったので、ちょっとこれが、上がってるので、
どうかなと思ったときは予算委員会で聞けということもあったように思いますの
で、その点についてお尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 一般管理費における荷造り運賃の金額が
上がってる問題については、ここの部分今の新しい事業にかかる荷造り運賃費、そ
の金額がかなり大きくなっていくということで、予定の部分がそのような金額的対
応してるというところでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかに、この議案第1号についての質疑はございません

か。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今、三好委員が言われた質問で、今回保冷库だとか、スライサーだとかそうした機材を購入されるので、昨日総務企業委員会で、過疎計画の変更について委員会は可決をしたわけでありましたが、過疎計画を変更してそういう中に入れるということになれば、当然過疎債を借りられるのかどうか、市債というのはわかりますが、中味ですよ、それに対して、後年また、若干でも交付金があるのかないのか、ごく素朴な質問ですが、お答え願いたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、白井財政課長。

○総務部財政課長（白井栄次君） 只今の竹岡委員の過疎債に関する御質問でございますけれども、今回の補正予算にも計上させていただいておりますけれども、21款の市債の中の5目商工債、商工施設整備事業債、これでこの度の経費を充てることと考えてるところでございます。以上でございます。

なお過疎債であった場合には、交付税措置として70%が交付される予定でございます。

○委員長（高木法生君） よろしいですか。ほかにございませんか。それではここで暫時3時25分まで休憩いたします。

午後3時10分休憩

.....
午後4時10分再開

○委員長（高木法生君） 委員会を再開いたします。ほかに質疑はございませんか。

はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 休憩前に、私はできたらこの審議のために、美祢農林開発株式会社林代表取締役及び三好監査役、参考人として出席願いたいと、こういう申し出をいたしました。今回は全て執行部が全部資料も御用意されて、きちんと答えるから、質問を継続するというので、参考人の招致はなしということでどうかということですから、私賛成いたしました。それで質問続けていいでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員、引き続きどうぞ。

○委員（坪井康男君） それでは、質問続けさせていただきます。これ、どなたに聞いていいかわかりませんが、美祢農林開発を指定管理するときに、美祢市農林資源活用施設管理運営に関する協定書というのが結ばれています。このことについて、

ちょっとお聞きしたいんですが、どなたがいいでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 私のほうで。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それではお尋ねいたします。この協定書の12条にこういう規定がございます。乙というのは、美祢農林開発株式会社は、本来の事業収支と農林資源活用施設の運営にかかる収支を分離し、かつ相互に流用してはならないという規定です。

ここで言う本来の事業収支とはなんでしょうか。よくわかりませんので、お答え下さい。農林資源活用施設の運営にかかる収支というのはわかります。ここで言ってるのは二つの収支を分けて下さい。処理して下さい。そして両者間の流用はしてはいけませんよと、こういう規定ですが、本来の事業収支とはなんかよくわかりませんので、お答え下さい。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 美祢農林開発株式会社の事業収支につきましては、竹箒事業に係る収支並びに竹の子等の農産物の収支、そのほか竹細工関連そういったもの、その他もろもろの収支ということになるろうかと思しますので、竹箒関係の部分がそこに該当すると考えております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それでは次の質問ですが、この前報告というような格好で、平成24年事業報告書が出されております。これを見ますと、今のお答えのように分離されておらずに一本になってます。その理由はなんでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 6月議会の初日でご報告させて頂きました、会社の事業報告書こちらの資料につきましては、第三セクターとして、美祢農林開発株式会社として、全体の事業報告を行うというものでございますので、中の細かい部分については、一本化、バラバラというよりは一本化されたもので報告をさせていただいてるものでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それでは次の質問ですけれども、協定書に分離し、相互に流

用してはならんと、こういう規定になってますので、もともと美祢農林開発の決算書は二つに分かれてる、分かれた決算書をつくっておられて、株主総会はいつ開かれたか、その株主総会で、どの資料で説明されたか、お伺いしたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 株主総会につきましては、5月30日に開かれております。株主総会における報告につきましては、全体のものとして報告をされております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） はい、わかりました。そうしますと、株主総会で承認された決算書はこの事業報告書だけということになりましようか。私の理解では株式会社でございますので、当然株主総会でこの決算書類は承認を得ることになっております。従いまして、その承認を得られたときの資料はこれのみであって、先ほどのような部門別の収支ではないと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 株主総会においては、会社の経理担当、総括含めまして、もろもろ細かい説明をされておまして、承認を得られたものは事業報告書という形になります。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） わかりました。端的に私何をお聞きしたいのか申し上げます。きょうの最初に美祢農林開発株式会社の現状と今後の取り組みについてと、こういうのいただきました。これは河村課長のところが主管の書類だと思います。そうですね。このですね3ページ以降見ますとね、損益計算書は完全に部門別と言いますかね、なっているんですよ。例えば売上を見ましても、竹割箸、農林産物、その他と、こういうふうにわかれています。ですから、これはまさに協定に従っておつくりになった部門別の収支ですよ。そうですね。違いますか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） このたびお示しさせてお配りさせていただいた美祢農林開発株式会社の現状と今後の取り組みについてという資料の中味につきましては、私どもが作成した資料でございます。こちらにつきましては、会社

のほうの経理のものに、数字を確認させていただきながらつくらせていただいたものでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そうしますとこの損益計算書ですね、これは美祢農林開発株式会社のきちんとした計算書類じゃないと、こういうことでありませうか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） きちんとしたというところでは、誤解があったらいけないんですけども、会社の経理と確認をしながら数字を詰めていってるといふものでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そうしますとね、この協定書の12条に違反になりませんか。明確に書いてありますよ。本来の事業収支と農林資源活用施設の運営にかかる収支を分離しかつ相互に流用してはならないと、この協定に違反しますが、いかがですか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 今言われてる部分のお話のはっきり見えなかったんでございますが、もう一度御説明いただければ、御質問頂ければ助かりますが。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 美祢農林開発を指定管理したときに、当然以後の管理をこうしますというのを、協定書の形で締結されておりますよね。これは御存知ですよ。その契約書の中に、これは当時20年10月1日ですから、美祢市長たる村田弘司さんと美祢農林開発の代取たる村田弘司さんという、人格は違いますけど同じ人が契約当事者になってます。この契約書の中に、12条に美祢農林開発は、本来の事業収支と農林資源活用施設の運営に係る収支を分離しなさいとなっております。だから、当然正式の美祢農林開発の書類として、分離した収支計算書がなきゃいかんですよ。そういう質問です。お答え下さい。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 日々の細かなところにつきましては、私どもも毎日確認しておる訳ではございませんので、明確なところはわかりませんけ

れども、私どもは分離されてるものと思っております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それじゃ、これは美祢農林開発さんに確認されて、この損益計算書はつくられたということですよね。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 先ほども申しましたが、この資料につきましては、会社のほうに数字を確認させていただいた上でつくらせていただいております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） じゃあ、ずばり最後の質問です。この中に営業外収益という欄があります。4ページです。営業外収益が合計で1,771万9,000円、内訳が竹割箸が1,733万9,000円、農林産物が38万円、その他が0円ということですよね、営業外収益がこういうふうに分かれて書いてございます。

これ私の理解では1,733万9,000円というのが、この内1,700万円がいわゆる補助金ということだろうと思います。この営業外収益のうち補助金というのが下に書いてあります。竹割箸が1,708万円です。農林産物が12万円です。私はもう11日の説明から、あくまでも補助金は竹割箸の部門に対して支払うものだと、このような御説明だったと思います。しかし農林産物に12万円、書いてありますよ。これ用途外、目的外使用じゃないですか。これが最後の質問です。お答え下さい。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今委員言われました営業外収益のうちの補助金の部分1,708万と農林産物12万円の件でございます。この8万円と12万円の部分につきましては、1,700万円補助金とは違うものでございまして、六次産業化の取り組みを行った部分での市のほうから支出してる補助金でございまして、1,700万円の部分に関するものではないということでご理解頂きたいと思っております。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そういう意味であなたにお聞きすれば、そのような答えが出

て来ると思いますので、もとの美祢農林開発株式会社さんの本来の事業収支と指定管理の収支の資料を出して下さいというつもりでありました。それはきょうお出しにならんということですから、これ以上審議は出来ません。しっかりと、これは私が適化法に抵触する話だと思ってますので、そういう疑いをもってますから、それは絶対そういうことはないという証拠として、きちんと美祢農林開発から本来二つに分けた収支をお出し頂けなければ、私はこれ以上この800万の審査には応じられないと思ってます。これが最後の質問です。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 補助金のうちの農林産物に12万円補助金として計上されてますのは、これ間違いなく六次産業化関係の補助金でございますので、1,700万円があたってる、それが分配されてることではないということとはご理解頂きたいと思います。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 理解出来ません。

○委員長（高木法生君） はい、ほかにございませんか。はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 私あの単純な質問いたします。先ほどいただきました美祢農林開発（株）の現状と今後の取り組みについてということで、資料いただきましてですね、6ページの下の方から4行目に9月から始まって、一日に500ほどつくる。これはカップサラダですが、これが6,000カップにふえるということでございます、500カップであれば100gですから50kg。正味の材料がですね。これが6,000になりますと、600kg。これ正味ですけどね。野菜なんかでもそうですけど、白菜でもキャベツでもキュウリでもトマトでも、沢山ロスが出ると思います。

それでこれだけの、あと毎日毎日毎日毎日600kgの材料が手配できるものでしょうかちゅうのも大変疑問に思いますし、懸念を持つわけですが、そのへんのこと、どのような予定ちゅうかお考えでしょうか。ひとつ取り敢えず質問します。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） はい、ただいまの御質問でございます。500カップから6,000カップになった際に、かなりの野菜の量ということでございます。確かに6,000カップとなりますと、キャベツにしても相当数のキ

口数っていうことになります。

今現在ですね、農協の組合長様のほうにですね、ちょっとお話は下話としてはさせていただきます。単価契約とかそういった問題がございますので、明確に農協さんも協力しますっていうお話は当然いただいておりますけれども、これから先農協さんの御協力いただきながら、市内の野菜をできるだけ使いたいというお話は、今現在させていただきます。

しかしながら、私どもこの事業を積算するにあたりまして当然、薄利多売というような事業でございます。そういった中で折り合わないっていうことも当然ございますので、そこらへんについては、お互いがウインウインの関係になれるということであれば、農協のほうも協力させていただきたいんだというような、正式なお話ということではございませんけれども、下話の中ではそのようなお話をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） ちょっとそういう懸念を持ちましたので、質問いたしました。十分材料については、手配されんとこの数量が達成できないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それからもう一件はですね、3、4年前に貝割れ大根の問題がありました。大腸菌とか、食あたりの問題ですが、これはですねある新聞見ましたら、ほとんど材料が水耕栽培らしいです。よっぽど土地にやるとなかなか衛生面大変らしいですが、そういうことのほうも、農協さんあたりはもう考えておられて、材料なんかの手配、それからまた衛生面での懸念もありますが、その辺のことも、協議なりお考え持っておられるかどうか教えて下さい。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 先ほど私のほうから、農協の組合長様のほうと協議をさせていただいたと申しておりますけれども、まだ細かいお話というところはさせていただきます。これは予算にからむことでございましたので、当然のことながら、本当の部分の下話、協力して貰えることが出来ますでしょうかというぐらいの話でございまして、細かい詰めの部分はこちらからさせていただくことになろうかと思っております。ざっくりのお話をさせていただく中で受け止めさせていただくのが、当然のことながら今回のこの事業の展開によりまして、全ての野

菜を美祢市内の野菜で補うことが現状では困難だとは思っております。

これから先農協さんの協力いただきながら、市内の農家さんの皆さんにどんどんつくっていただいてもかなりの量が必要となりますので、そういった協力体制につきましても、農協さん通じましていろいろ検討させていただきたいということを考えております。

それと消毒の関係につきましては、専門の方もいろいろ協議させていただいておりますので、片方では消毒器というようなものも備品の中に加えさせていただいて、対応させていただくというところでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 今二つ懸念を申し上げましたが、一回失敗するとなかなか名前がダウンしまして、消費者のほうから嫌われます。そういうことで単純な質問ですけど、是非今の材料の手配と衛生面の注意、特に農協さん大変でしょうけど、十分協議されまして、やはり専門家にもよう相談されまして、この8ページにあります数字が実現できるように期待をしております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは本案に対するご意見はございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先程来より私いろいろ質問申し上げますけれども、今一つ透明性のある資料の提示がないんですよ。何かお隠しになって、そんな気がしてしようがありません。

と同時に先程来の話聞いておりますと、あたかも河村商工労働課長さんが美祢農林開発を代表取締役かのごとく聞こえるんです。質問する方も、なんかあなたが代表取締役のような錯覚を覚えて質問しておられるんですよ。

だからことほどさように、美祢農林開発のマネジメントというのが姿が見えないんです。行政と一体になってます。端的な例が藤井当時の商工労働課長さんが2,000万の支出をされるとき、補助金をされるときにですね、さっきも申し上げたように、行政イコール三セクとなっているんです、これ。

私が一番懸念するのは、一体美祢農林開発のマネジメントは誰がおやりになっているのか、実質的にそこなんです。しかも、それすらはっきりしない。そうなれば

親方日の丸です、永遠に。このまま今回800万認めたら、また次に収支償わなくなる。また追加してやる。ずるずるずるずるなくなってしまいます。それを私は懸念してるんです。

だからこの際ですね、私の意見を最終的に申し上げます。もう竹箒関連の事業、美祢農林開発は竹箒関連事業に特化して、そして補助金でどうぞ続けて下さいませ。そして、農林資源活用施設、それはもう美祢農林開発の指定管理を解除して、民間の事業者指定管理して下さいませ。

今時ですよ、公の施設でカップサラダをしかも第三セクターがやりますって、もう世間のもの笑いです。言いたいのはそこなんです。だから、本来の民間活力を利用しておやりになればいいじゃないですか、切り離して。なぜそうされないかというのが、私の最後に本当に言いたいことです。こんなことで私800万出しても、また同じことです。けじめはつきません。永遠にエンドレスです。

これは市民に代わって、公金の垂れ流しだ、絶対駄目だと、声を大にして市民の皆さんに申し上げます。それでもおやりになるというのならどうぞ。これ以上申し上げません。そもそもこんなきちんとした情報開示もないのに、承認しろなんておかしいじゃないですか。まともにお答えになってないじゃないですか。それでも出せですか。お答え下さい。どなたでも結構です。

○委員長（高木法生君） 今、意見ですから。

○委員（坪井康男君） 意見です。絶対反対です。このままやるのは。

○委員長（高木法生君） ほかに、御意見ございませんか、はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 今回のこの補正には反対です。理由は二つあります。民生費で、国の生活保護適正化実施推進事業で電算システムに変更ということですが、そもそも生活保護基準の改悪が基なのです。もちろん生活保護の不正受給はいけません、その不正受給を口実にしたこういった生活保護の切り下げは、生活保護の受給者の方ももちろんですが、国民生活の各種の制度にも影響してきます。その生活保護基準が基となって影響受ける制度は、地域別の最低賃金制度とか、住民税の非課税の基準とか、保育所の保育料などにも影響します。それなので、こういった生活保護の切り下げによるシステム改修には賛成できません。

それと先ほどの農林開発株式会社の補助金の件ですが、私は、本当この施設設備は、本当に美祢ブランドをつくるための施設であってほしいと思うんです。施設整

備だって欲しいと思います。カップサラダの冷蔵庫とか、カップサラダのための施設の整備のような気がしますので、そうじゃなくて、美祢ブランドをつくるための将来性のあるお金の使い方をして頂きたいと。この計算の中から見れば、もう差し引きで800万円の赤字が出てるっていうのがはっきりあって、それを補てんするっていう、そのようなこの補正予算には賛成できません。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 討論の時間ですから、本来なら賛成・反対の討論をすべきだろうと思うんですね。反対、反対の討論があったわけでありますが、私は賛成の立場から討論したいと思います。

確かにおっしゃるように、竹箸についてはおそらく利益が出ることはありえんだろうと思うんですね。しかしながら、矯正施設を誘致するときの一つの法務省とそれから美祢市、あるいは農林省も含めまして地元の共生事業ということで取り組んだものでありますから。

しかしながら、それによって竹材を供給し、それを加工することによって、また違った意味で美祢市の山を美しくしようと。そして、整備をされれば竹の子という副産物が出て来ると、これをお金に換えようと。

聞くところによりますと、今年の竹の子の裏年にあっても、一人の方か一日1トン出された、1トンじゃったですかいね、聞いてびっくりしましたが、そういう方もいらっしゃって、竹の山がお金に代わり始めてきているという意味もあります。

それから、今三好委員がおっしゃったように、確かに差し引き800万赤字じゃから、それを補てんするようなことについては反対だとおっしゃったんですが、私はいろんなことを導入する導入期には、どうしてもいきなり黒字にはならないだろうと思います。そして岩本委員がおっしゃったように、最後に示された事業計画に向かって、出来るだけ努力をしていただきたい。

従って、美祢農林開発の持ってる、もともとつくり上げたその事業の目的意義につきまして、根本から賛成をしてるものでございますので、今回の補正につきましても、是非最後のページの達成に努力されますことを期待いたしまして、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） くどいんですけど、そもそも指定管理をするときの協定書か

ら無理があるんです。本来事業と書いてある本来事業って何ですかこれ。本来事業こそ、まさに今竹岡議員さんおっしゃったね、竹箸の製造でしょ。なら本来事業に特化すりゃいいじゃないですか。そもそも今時ね、あんな、あんなって言ったら御無礼だけど、竹の子の水煮なんていうね、非常に季節性の高い物。それをね、公の施設で第三セクターがやる種目じゃないです。正直言って。そういう無理なこと前提にして、何とかつじつま合わせようとされるから、次々に無理な提案になってるんです。

非常に簡単ですよ、本来事業に特化されればいいじゃないですか。私は刑務作業結構ですよ、美しい山づくり結構ですよ、それで1,700万じゃなしに、2,000万でもいいじゃないですか、綺麗な山が出来て、刑務作業がちゃんと提供できて、地元との共生も出来れば、私反対してないんですよ市長。賛成なんですよ、多いにやろうじゃないですか。こんな何か姑息なこちゃこちゃしたカップサラダごときですよ、どうだこうだと言わんでいいじゃないですか。

施設の指定管理なら、それこそ中小の食品加工業者がやることですよ、公の施設で第三セクターがやる仕事じゃない。それをきちんとした民間に任せりゃいいじゃないですか。私は絶対にいると思いますよ。ふさわしい人が。私の胸の中にもう既にあります。

そして、その指定管理をして、それで六次産業化のモデルケースにすればいいじゃないですか。何でそういうシンプルで、しかも誰からも文句言われないうり方されたらいかがですか。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 討論の時間ですから、それぞれの立場の意見はあろうと思うんですね。確かに今の意見は竹材の活用にいわゆる特化すればいいじゃないかという話なんですけど、残念ながら、竹の子は一年中生える訳じゃありませんし、竹も非常に刑務所の中で、一時間トイレも行かれないという、いわゆる労働条件非常に悪い中で御努力されてます。

しかし、雇用がどうしても安定してないんですね。季節的なが一んと上がってあとはいらぬとか。従って、非常に組織を維持するためにはやむなしやってる。しかしやむなしとは言いながら、その農業生産にも寄与できるというような配慮もされておりますので、私はまた賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。以上

です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私先ほど申し上げたはずですよ。美祢農林開発の本来事業なんだから、それに1,700万じゃなくていいじゃないですか。2,000万でも払われたらいいじゃないですか。その中できちんとしたね、人材を充てればいいじゃないですか。まさにそれこそね、第三セクターの勤めですよ。民間企業が出来ない。非常に私は合理的なことを言っていると思う。

それでね、本当に何回も言いますけれどもね、なんでカップサラダ、本当にそこから辺の中小の食品加工業者がやるんですよ。それを公の施設で、しかも第三セクターっていう美祢市、しかも副市長が社長、組織があるのかないか訳もわからん。マネージメントですよ。そんなところで何でやるんですか。おかしいと思いますよ。

すっきり行こうじゃないですか、市長さん。単純に、シンプルに、私は非常に割り切った人間ですからね。ちまちなね、やめたらどうかとか言いませんよ。やめられないんですもん、これ。少なくとも国の補助金でつくっているあれですから。

だからそういうね、姑息ななんかごまかすようなやり方じゃなしに、堂々と胸張って、こうやるよ、やってんだよって、言おうじゃないですか、市長さん。あなたはそれに反対ですか、そんなあれに。私は賛成して下さると思う。そう思いますよ、本当にそう思いますよ。（発言する者あり）

でね、今は指定管理する人はいますよ。それふさわしいって。まさに民活ですよ。カップサラダをつくるのにね、三セクの何かマネージメントがいるのかいないのかわからん組織でやる必要ないじゃないですか。やれないです。本当にやれないですよ。無理矢理それをね、今の形であてはめようとするから、おかしいことになるんですよ。

もう、明らかですよ。この800万、何だって。最初は指定管理料出してもいない。何で突然出すか。もう単純ですよ、カップサラダのね赤字分ですよ、補てんするだけの話ですよ。

こんなことを市民に提供してですね、市民がうんって言いますか。そりゃあ議員さん賛成されても、私は市民の皆さんの猛烈な反発があると思いますよ。あまり言いません。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 最初のほうの生活保護適正化実施推進事業として、電算システムの変更の委託料84万っていうことで、これをきちっとシステム変更しなければ、今生活保護を受けられてる方、受けられませんので、それこそ死活問題になりますので、しっかりとこれは推し進めていただくためには、やっていただかなければならない、非常に重要な予算であるということを申し上げまして、賛成の意見とさせていただきます。

あとあの、美祢農林開発におきましては、そこで今第三セクターですけれども、先程来ありましたように、雇用確保ということで非常に、また地域の農産物の生産とか、いろいろプラスの面もかなりあるということでもあります。

まあ今後、今坪井委員さんの言われていることもよくわかるんですけども、今後その辺も踏まえてですね、しっかりと別なことで指定管理で、業者さんがやっていただけるような形があれば、そういう形で進めていけばいいと思いますけれども、今のところそういった方向性、何も見えておりませんので、今後そういったこともあるかなっていう視点で、いずれにしましても当面、行政が行っていくことに関しましては、私として判断して、賛成をしているところでございます。以上、2点賛成です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 行政の意思で、どうにでもなるんです。指定管理の方向が見えていないとおっしゃるけれども、見えさせないから見えないんですよ。見えさせりゃいいじゃないですか。簡単ですよ。ほんとに簡単ですよ。おりますよ。

しかもね、私はね今地域産業活性化対策特別委員会の副委員長を仰せつかっています。一生懸命どうすればね、六次産業を具体化できるか、何にもないところで六次産業、六次産業って旗振ったってね、何にもないんですよ。立派な今あそこはあるじゃないですか。あの施設を利用して、更に拡充して、それで六次産業していけばいいじゃないですか。

私はそういうある種の夢を持っていますよ。ちまちましてから、今どき第三セクターで、ほんとおかしい。私はね、第三セクターで一番おかしいのは、マネジメントが不在だっていうことなんですよ。責任がないだもん、誰も。そんなのになんでやらせるんですか。

○委員長（高木法生君） はい、わかりました。もう重複になりますから。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） お互いに、賛成、反対でエンドレスになりますからですね、委員長、採決されるのか、それとも時間延長されるか、休憩を取って下さい、もう。

○委員長（高木法生君） はい、終わりましたらやります。意見が終われば（発言する者あり）休憩を取ります。（発言する者あり）御意見ございませんか。

意見なしということで、終結いたします。ここで、暫時休憩いたします。

午後4時50分休憩

.....
午後5時05分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。それではこれより議案第1号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（高木法生君） 挙手多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本会議で本委員会に付託されました議案1件つきましての審査を終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査・御協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後5時07分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月19日

予 算 委 員 長

高木法生